

付) 保健所における喫煙対策

た。

母子保健施策の他に保健所における喫煙対策に対しても同時にアンケートを施行した。

保健所職員に対する分煙状態は、執務室内と会議室等の事業等開催場所に分けて設問した。完全禁煙が過半数を占めていた(図1, 2)。保健所職員の喫煙に対しては、喫煙場所での喫煙の指導が最も多く、禁煙支援・禁煙指導を行っているのは6.8%にすぎなかった(図3)。来庁者に関しては「基本的には禁煙だが喫煙場所を設置」が79.7%を占めていた(図4)。95.0%の保健所が喫煙の有害性についてのポスター・チラシ・パンフレット等の広報物を持っていると回答していた。禁煙を希望する地域住民に対する対応としては図5の如くであった。

禁煙教室・講演会を実施していない保健所での今後の禁煙活動の予定は図6の如くであり、図5で示した対応とは明確な関係を認めなかった。

禁煙教室・講演会を実施しているのは83保健所で、全体の26.8%であった。その開催開始時期は図7の如くであった。開催頻度は年間3.8 +/- 5.9回(最小0.5最大45)、平成10年10月までの開催回数は8.5 +/- 19.0回であった。禁煙教室・講演の開催理由は図8に示したように住民の希望が第2位を占めていた。禁煙教室・講演会の指導者・講演者別の回数は、表1に示した。広報の方法は図9の如くであった。参加人数は91.8 +/- 120.5人であった。参加者の禁煙実施状態はほとんどがアンケートによっており、スモーカーライザー使用と回答していたのは2保健所のみであった。今後の開催予定では20.2%が今後回数の増加を考えていたが、現状維持25.0%、未定54.8%と今後の方針は模索段階であることが伺われた。

(考察)

禁煙とは、現在喫煙している人々がその習慣をやめることを指すのであるが、参加者の禁煙状態の把握を自由記載していただいたところ、小中学校のたばこ教育を含めて禁煙教室と考えられていることがわかった。従って、この結果はいわゆる防煙教育や一般的な喫煙の害の講演も含んでいると考えられる。すなわち、喫煙者がたばこをやめる目的の教室や講演会は上記の結果より少ないことが考えられた。

開催の理由に住民からの希望があげられていた。この希望が、たばこの害一般に対する教育の希望か、喫煙者の禁煙希望かは明確ではないが、少なくともたばこに関して一般住民の認識が高まってきていることはうかがい知ることができた。

今回の調査では禁煙教室終了後のフォローアップが十分でないところが多く、今後の課題であることが示され

図1 保健所における分煙 執務室内

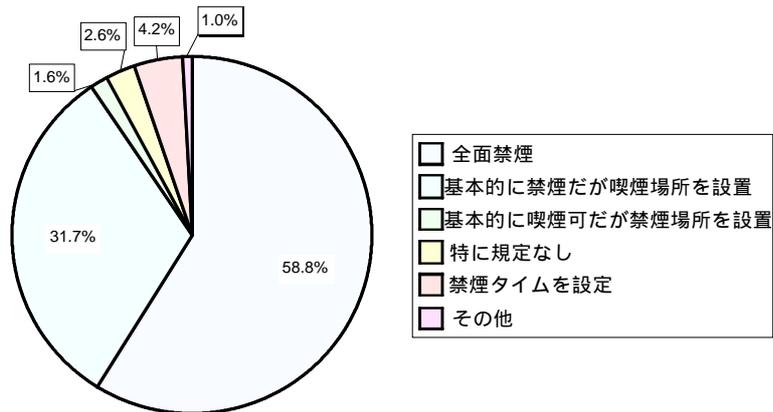


図2 保健所における分煙 事業開催場所

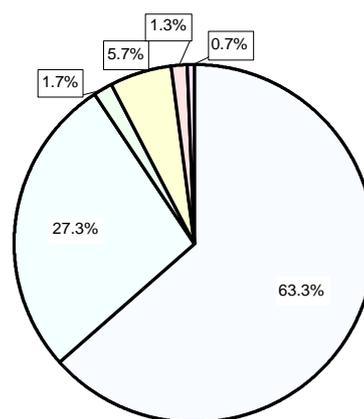


図3 保健所職員に対する喫煙対策

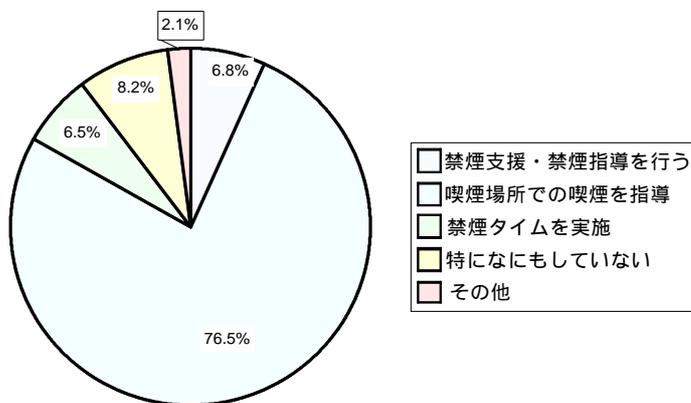


図4 来庁者に対する喫煙対策

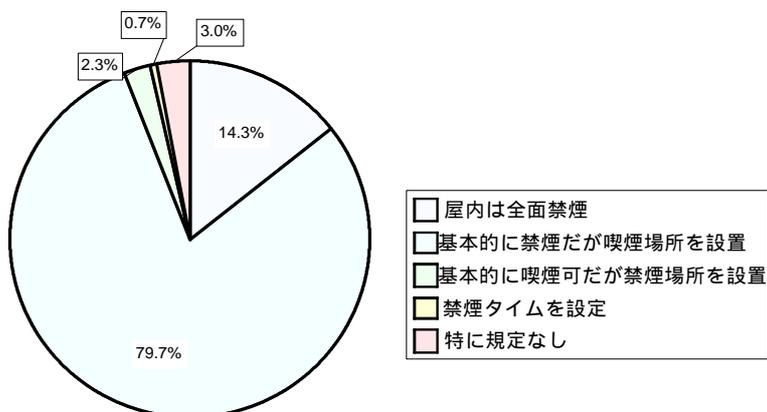


図5 禁煙希望者への対応

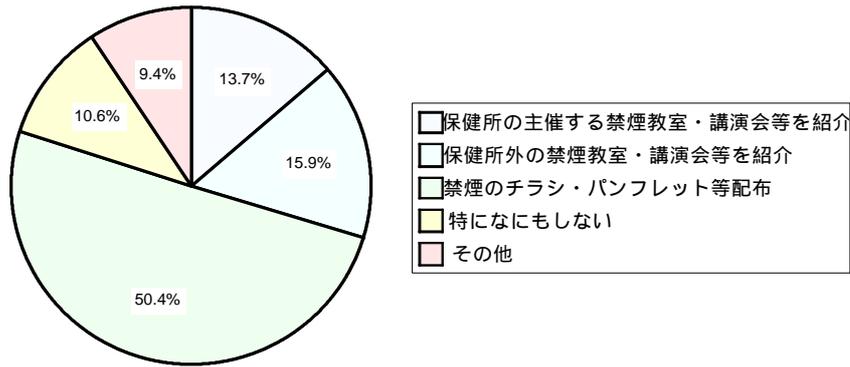


図6 今後の喫煙対策の予定

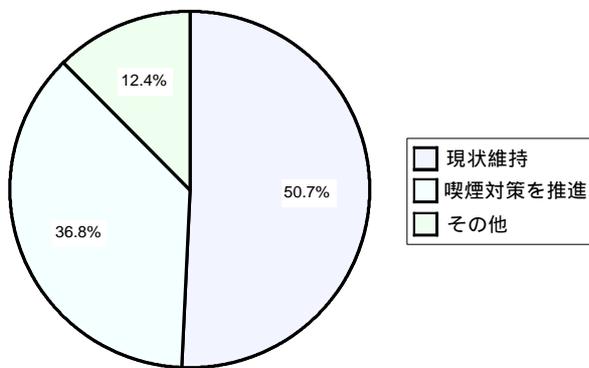
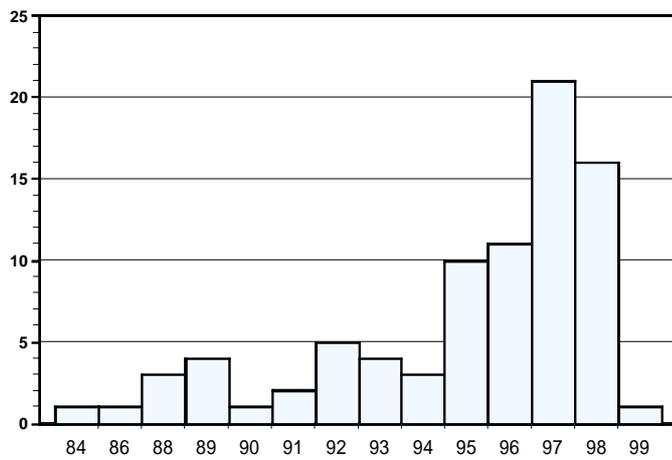


図7 禁煙教室・講演会の開催開始時期



(開催開始年度)

図8 禁煙教室・講演会開催理由

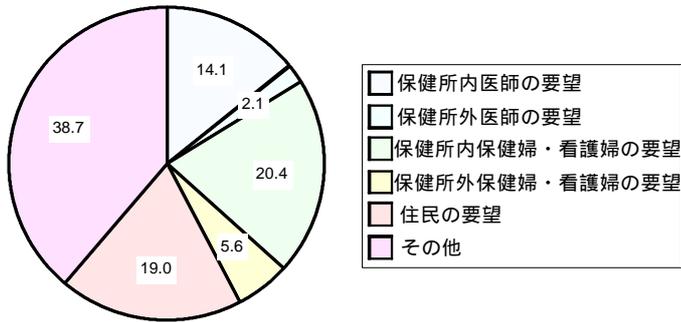


表1 指導者・講演者別開催回数

| 指導者 講演者 | 過去の実施回数 |
|--------------|---------------|
| 保健所医師 | 6.82 +/- 18.3 |
| 保健所外の医師 | 2.69 +/- 3.36 |
| 保健所保健婦・看護婦 | 3.23 +/- 3.33 |
| 保健所外の保健婦・看護婦 | 1.82 +/- 4.42 |
| その他 | 2.0 +/- 2.18 |

図9 禁煙教室・講演会の広報方法

